

1 番 堀 江 洋 子 議 員

議長（大西 慶治君） 次に通告順 8 番、堀江洋子議員の一般質問を行いますので、堀江議員は質問者席へ移動してください。

それでは、通告 8 番、堀江洋子議員の発言を許可します。

1 番（堀江 洋子君） 日本共産党の堀江洋子でございます。

まず第 1 点目に、子どもの医療費助成制度につきましてお伺いをいたします。昨年の 1 2 月議会におきまして、私は全国医師会においても中学校 3 年生卒業するまで医療費の無料化をということで、提言をされているということで、私は中学校 3 年生までの医療費の助成を年齢拡大すべきではないかという趣旨の質問をいたしました。そのときの町長の答弁におきましては、多気郡内で引き上げの方向で検討をしているということで、小学校 6 年生卒業するまで対象とするということで考えていると、で、今年の 9 月から実施をしていく考えているという答弁がございました。

私は昨年の 1 2 月議会でそういうふうな質問もいたしましたし、自分の選挙公約といたしましても中学校卒業するまで助成年齢の拡大をということで、住民の皆様へ訴えをいたしました。で多気町長も選挙がございまして、中学校 3 年生卒業するまでと公約で訴えて立候補された町長が当選されました。一般質問の通告の時点では、町長の考えはもちろんわかりませんが、上程をされましてから関連の条例、また予算、施政方針ということで町長自身、町の考えとしては、中学校 3 年生卒業するまで無料化を拡大していくということがわかったわけですが、その中で、昨日で同僚議員も一般質問の中で質問をされておりました。町長は小学校 6 年生まで年齢を拡大すると言っていたが、なぜ中学校 3 年生卒業するまで年齢拡大されたんかという質問でありましたけれども、その理由はということで、多気町長も中 3 卒業までと公約をしたと、明和も中学校 3 年生までを考えているということで、我が大台町だけでそんな小学校 6 年生ではいけないということで対応をしたんだというふうに、このように答弁をされておりました。

私も日本共産党としまして、住民アンケートを実施した中におきましても住民の

皆さんの声の中にも夫婦で共働きで、正直言って手持ちの現金がないときがあると、子どもが熱を出しても病院へ連れていくのをためらうときがある。こういった切実な声も寄せられました。全協があったわけですけれども、そのときの次世代育成地域行動計画、この説明もございました。その中で後期計画の説明があったわけですけれども、医療費の負担軽減してほしい、こういった声も2番目に多い声でありまして、町が自ら実施をしたアンケート調査の結果においても、医療費の負担軽減をしてほしいという声は強いものだと思います。

私はそういった声も踏まえての中学校3年生までの医療費の無料化にする、住民の皆さんが、そういった思いを持っているということも、町長も踏まえての年齢の拡大だと思うわけですけれども、その点についてもお伺いをしたいと思います。やはりお金の心配がなく、お医者さんにかかりたい、かかれるようにすべきであると思いますので、その点お伺いをいたします。

議長（大西 慶治君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは子ども医療費助成制度について、お答えをいたします。

21年の12月定例会におきまして、議員のほうから、子ども医療費助成年齢を中学校卒業まで拡大をという、ご質問をちょうだいをいたしました。まずは小学校6年生までを対象としていくよう考えておりますと、答弁させていただいたところでございますが、安心して子どもを生み育てられるように社会全体で支える視点から、先の私の施政方針及び主要事項説明で述べさせていただきましたとおり、子どもたちの健やかな成長を願い、そして子ども医療費助成年齢を中学校卒業まで対象としていくよう条例の改正並びに医療費助成を当初予算に計上させていただいたところであります。この当初予算をご承認いただきましたら、乳幼児医療費資格証更新時期の9月からの実施を考えているところでございます。

で、この中学校の卒業まで引き上げてきたということの理由でございますけれども、さきほど申し上げましたように、子どもたちの健やかな成長というようなことでもございますし、親の子育て支援、そしてまた住んで良かったなという、思えるよう

なそういうまちづくり、そういう一環にもなるかというふうに思います。また次世代の育成推進計画の中でもそういった声も多かったというふうなことの背景もございませう。そういったようなことを受けまして上げさせていただいたようなことでもございませう。一昨日の濱井議員の質問にも他の町の状況というふうなことで申し上げたところでございませうが、前提としましてはそういうような考え方に立ってさせていただいたものでございませうので、どうぞご理解いただきたいと思ひませう。

議長（大西 慶治君） 堀江議員。

1番（堀江 洋子君） 2点目のタクシー券の助成について、高齢者等外出支援事業の助成事業についてお伺ひをいたしませう。

この事業につきましては、旧大台町のとこから実施をされておひませうして、合併をして宮川地域にも拡大はされたという事業であります。中身としましては対象者が旧大台町と比べまして狭められたという経緯もありますが、住民の方にとっては大切な事業でありませうして、大変利用される方からも喜ばれている事業だということで、そういった声も私大変ちょうだいをいたしておひませう。

その中で、住民の方と対話を重ねている中、また直接おひ会をした方もいらっしやいませうし、電話をいただいた方、お手紙をちょうだいした方もいらっしやるわけですけれども、その中でですな、この事業は1回の乗車について1枚の利用しかできないということで300円ですな、年間48枚交付をされていませうけれども、この1回の乗車について1枚しか使えないということで、もっと利用しやすいようにしてほしいと、自由な枚数を使わせてほしいという声をちょうだいをいたしませうした。この点については十分住民の意見を聞いてくださって対応をしていただくべきだと思ひませうので、その点についてお伺ひをいたしませう。見直しをすべきではないかということでお伺ひをいたしませう。

議長（大西 慶治君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは2問目のタクシー券の助成について、お答えいたします。

タクシー券につきましては、高齢者の外出を支援することを目的として、所得制

限はございますが70歳以上の方及び障がいのある方に1枚300円、年間48枚の交付を行っております。またその使用につきましても、高齢者の方々が少しでも多く外出の機会を持っていただきたいと、そういう思いから1乗車1枚の使用ということで要綱を定め運用してきたところでございます。

しかしながら、利用者の方々からは、もう少し利用しやすいようにとの要望をいただいております。町としましては、より多くの高齢者の方々が外出し、元気に暮らしていただくことが大切であるという判断を行いましたため、タクシー券の使用については利用者の自主性にまかせることとし、平成22年度から年間48枚の交付は変わりませんが、1回の使用で何枚でも可能とさせていただくことといたしております。

なお、これまでオートバイの免許所有者の方は、交付対象外の扱いとしておりましたんですが、平成22年度より交付対象といたしましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、先だって広報でこのタクシー券についてお知らせをしたところでもございますが、この中で、一部欠落をしてきた情報がございます。それと言いますのもバイクの方はバイクのみを運転される方はOKというようなことでお知らせをしたところでございますが、何枚でもお使いいただけるということについては、この部分が欠落をしております。大変申し訳なく思っているところでございます。

で、今後、この周知につきましては、この利用券を申請ありました方に利用券を送付するわけなんです。この送付するおりに文書にて周知をしていきたいと思っております。またタクシー会社へも、文書にてこの22年度からの部分についての取り扱いについても通知をしていくことといたしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（大西 慶治君） 堀江議員。

1番（堀江 洋子君） 3点目の風力発電につきましてお伺いをいたします。

まず1点目に、クリーンエナジーファクトリー株式会社は、県内4箇所風力発電事業を検討、そして計画をしているということで、うち2箇所が大台町だという

ことで、すでに町内10地区で事業説明会が実施されているというような報告を県会議員の大野先生がされておりました。

大型の風車が民間電気事業者の風力発電所に採用されるに連れまして、周辺の住民の方から不眠、また頭痛などのストレス障がいを訴える苦情が相次いでいるという報道がなされている。そういったことや大切にしなければならない自然環境への影響、そして景観が損なわれる懸念等々、町民の方から建設に対しまして不安の声や、また反対の声というのも私どもに寄せられております。

土地の形状の変更や工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施にあたり、あらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上きわめて重要であることに鑑みということで、環境影響評価法が制定をされておりますが、現行法には大型風力発電は対象となっていないということから、国は同法の対象とする方針を決めたということではありますが、まず法改正の見通しについてお伺いをいたします。

2点目に、資源エネルギー庁は風力発電を推進するため、事業者に対して新エネルギー事業者支援対策事業補助金を、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構（NEDO）を通して支援をしており、この事業におきましても事業者は補助金の申請をするとしています。NEDOは風力発電のための環境影響評価マニュアルを作成をしており、事業者はマニュアルに基づいて環境評価を実施することになります。2月23日の中日新聞では、「松阪の風力発電施設計画、意見割れる地元住民」という見出しにおきまして、記事が掲載をされております。

記事の中にですね、松阪市では事業者が作成した環境影響評価について、動植物の生態や地球温暖化問題、騒音工学の専門家など、さまざまな分野の専門家が参加をした環境保全審議会が審査したとあります。事業者が作成をした環境影響評価に対する町の対応についてお伺いをいたします。また松阪市では国の環境アセスメント法に基づく環境影響評価を作成させたということですが、町はどのような考えなのかあわせて答弁を求めます。

3点目に、町には、大台町みんなで育む心豊かな環境づくり条例があります。第5条におきましては、事業者はその事業活動によって快適環境を侵害しないよう自

己の責任と負担において必要な措置を講じるとともに、法令及び町の条例を順守し、快適環境の保全のために町が実施する施策に積極的に協力するものとするがあります。

また、第6条におきましては、自然環境を将来の世代にわたって良好に保全するよう努めるものとするです。また、第9条では開発行為の届出義務等についての規定となっております。風力発電施設計画がこうした条項に照らしてどうかということ町は検証する責務があると私は考えております。つまり条例に基づく影響調査が必要と考えるわけですが、見解を伺います。

議長（大西 慶治君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは風力発電について、お答えをいたします。

まず、大台町内におきまして計画をされております風力発電事業につきましては、北海道に本社がありますクリーンエネルギーファクトリー株式会社が、迷ヶ岳付近から不動ヶ岳を経由して湯谷トンネル付近の稜線沿いに20基の風力発電所を建設する、CEF大台不動ヶ岳ウインドファーム事業と、総門山付近から清滝区に至りまます稜線沿いに14基の風力発電所を建設する、CEF宮川ウインドファーム事業の2つの事業を計画されております。

現在、その2つの事業につきまして、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOでございますが、これの風力発電のための環境影響評価マニュアルに基づき、事業者による自主的な環境影響評価の調査手法を記載いたしました、環境影響評価方法書の縦覧が行われているというのが現状でございます。

それでは、1点目の環境影響評価法の改正見通しについてでございますが、2月22日、中央環境審議会が環境大臣に答申をされました主な内容を申し上げます。

1つ目に、事業の計画の検討段階から環境影響評価を実施する、戦略的環境アセスメントを事業者に義務付ける。

2つ目に、開発後に実際に環境に与えた影響を検証する事後調査の報告と公表を求める。

3つ目には、風力発電を環境影響評価法の対象に加える。

4 つ目には、生物多様性や温暖化対策の機能を守るため自治体が許認可権を持つ事業についても環境大臣が意見を表明できる仕組みを導入する。

5 つ目には、方法書段階での説明会を法において制度化する。
というような改正内容でございまして、環境省は2012年の施行を目指しているようでございます。

次に、2点目の事業者が作成をしました環境影響評価に対する町の対応についてでございますが、この3月1日から環境影響評価方法書の縦覧が行われておりまして、町といたしましても多くの町民の皆様には情報を伝えたいとの思いから、本庁、支所、各出張所のスペースを提供しております。その後、現況調査を経て環境影響評価書が作成されます。町では、町条例の規定により開発行為の届出を受けましたら大台町環境保全審議会へ諮問をお願いをいたしたいと考えております。

そのため大台町環境保全審議会の委員を10名から15名に増員する条例改正案を今議会に上程させていただいておりまして、環境問題の専門家を増員し、慎重に対応したいと考えております。

環境影響評価が終わりますと事業者から事業に対する大台町の同意が求められます。同意の判断につきましては、審議会の答申を踏まえ、1つの条件として地元の同意も必要と考えておりまして、今後風力発電事業にかかる情報を公開しながら、中立の立場で対応していきたいと考えております。

次に、3点目の町として環境影響評価を実施する考えはないかとのご質問でございますが、風力発電事業実施に伴う環境影響評価については、風力発電事業者が行うものであります。さきほども申し上げましたが、町といたしましては、大台町みんなで育む心豊かな環境条例、第9条の開発行為の届出がありましたら、町における生活環境や自然環境の保全に関する重要事項として、その行為に関し調査及び審議をしていただくこととなります。当然届出の書類には事業者が実施した環境影響評価書も添付させて審議することとなります。なお、不足する環境影響調査につきましては、事業者に指示して行わせることとしておりますので、議員の問われました環境影響評価を町が実施する必要はないと考えておりますので、ご理解をお願い

し、答弁とさせていただきます。

議長（大西 慶治君） 堀江議員。

1番（堀江 洋子君） 法改正もされるということで、状況がまた変わってくると思います。その中で私は住民の方が一番不安、心配をされているのは風車病ということで、その風車が発生をする低周波、そして超低周波というのがその原因と思われるような頭痛とかめまい、血圧の上昇、鼻血が出る、不眠、イライラといった、こういった健康被害が大変心配をされております。

またですね、その事業によって土砂崩れはないのか、土壌が流出しないか、また生物への悪影響がないのかといったことも、大変心配をされておりますし、総門山の近くにはフォレストピアもあり、景観の破壊となっていくないと、こういった声も関係者からも私は聞かされました。

その低周波の問題については、その風車との因果関係が証明できないということで、騒音公害のその基準値以下の測定値であるという理由なので、現在風力発電が実施されているところ、それから建設中のところにおいては、住民の訴えというのがなかなか届かなくて、切り捨てられているという状況が新聞報道や、1年、2年ぐらい前にテレビで報道されていて、大変健康に被害を及ぼしてつらい思いをされている住民の姿があったわけですけれども、そういう状況にあるということで、大台町の住民の方も本当に大丈夫なのかなと、エコがいいことなのかなと思っていたけれども、やはりそういう心配があるということで、町も一体どういった立場でいるのかということに不安に思っています。

それから耐用年数についても法的には17年ということではありますが、その実際は落雷とか強風などで簡単に壊れてしまうところもあるようで、試験運転中に羽が脱落したというようなところもあるそうです。廃風車の撤去費用を誰が出すんだということで、じゃ地元の自治体が出すのかということも問題となっているようです。

こういったことも踏まえて全国においては、その建設を受け入れないというような、表明をする自治体も増えてきている状況であるということですね。こういった点からも、その住民の方は大変不安に思ってみえるわけで、その点については町長

はどのように考えているのか、お伺いをするものであります。

また、この計画の概要書案におきましては、総門山から大紀町にかけましては14基ということであるわけですが、菌に10基、南に2基、大紀町に2基というふうな形になっておりますけれども、それぞれ大台町、大紀町も地権者となっており、ところもありまして、あとは自動車会社が地権者となっているところもあります。個人の方もあるわけですが、やはり町も当事者であるわけでありますから、さきほども町長が地元の同意が必要である。町は中立の立場にいるという答弁もあったわけですが、町も当事者ではないかなと思いますので、その点もう少し説明を求めたいと思います。

3点目にですね、さきほども答弁があったわけですが、その国の環境影響評価法の改正ということで、2年以内の施行をしていくということだと思っておりますけれども、今、事業者によって環境影響調査を行うための調査手法を記載した環境影響評価方法書の縦覧が、2階の教育委員会の前でも、本庁においては行われているわけですが、その事業者の方法というのは、国のその改正案による環境影響と比較をして、どうなのかという点についてもお伺いをいたします。

それと、その法律には事業者にさまざまな事務を課してくると思っておりますけれども、当然環境省も関与するというので、さきほど答弁もありました。環境影響評価は改正法が施行されたあと行うように事業者に求めるべきではないかというふうに考えますので、見解を求めます。

議長（大西 慶治君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） 一部その住民の皆さんの心配がかなりあるというようなことでもございます。承りますところに、何かその低周波とかそういったようなことでの被害が出てきておるといようなことも聞くわけでもございます。そういうことでいろんな症状も人によっては違うのかなとこう思いますが、ここ辺も大変大事なことだと思っております。

そういうことで、近くにもこういう事例がありますので、そういったようなところ、またよく似た事例のところですね、我々も勉強していくということも必要じ

やないかなと思っているところでございます。

また、これまでそんなにその事例が近くには多くなかったというふうなことから、その自然エネルギーというものを利用しながらの発電というふうなことで、事業がどんどん進んでいったという中で、住民の皆さんの声が届かなかったというふうなこともあるのかなとこう思いますが、そこら辺も踏まえ、しっかりと地元の意見というものも、考え方というものも構築していくそのために、いろんな情報というのですか、そういったようなものもやっぱりこう町としても出していく必要があるのかなというふうに思っております。決して、その放ったらかしにしておるといふふうなことではできないというふうに思っておりますので、町民の皆さんにしっかり考えていただくという素地をつくっていきたいというふうに思っているところであります。

全国にも受け入れしない自治体というふうなことが、多く出てきているということのようなんですが、私も承知はしておりませんが、今後どのような形になっていくのか、それはそれとして大台町としてどう考えていくのかということ、きちっと構築はしていきたいと考えております。

町も一部、その町有林ですね、そういったようなことで地権者になっておるでないかと、こういうことなんですが、現在のところざくっとしたところでの風況調査というふうなことでもございますし、実際に町がその所有地権者としてあたるんかどうかというのは、またこれからのことかなと思っております。そういうことでおそらくその町有林の近くか、または該当するかもわかりませんが、そういう地権者になるならないは別としましても、本当にこう町民の皆さんの生活、そしてまた自然に与える影響等々ですね、よく考えていかないかなと思っているところでございます。

そういう中で、我々も環境保全審議会5名を増員する中でですね、専門家にご議論いただきたいと、こう思っているところでもございます。そういうことで町民の皆さんがしっかりとご判断をいただけるものがやはりないと、いかなのかなとこう思っておりますので、そういう部分でしっかりと地元としてもご判断いただければな

とされているところでございます。どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

また、改正後の今、影響評価方法書縦覧されておりますけども、改正後ですねその比較してどうなのかというようなことでございますが、その分についてはまだまだ現行法の中で動いておるといようなことで、ちょっとコメントはしにくいようなことでもございますんで、その点はひとつご容赦いただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大西 慶治君） 堀江議員。

1番（堀江 洋子君） 全協のときにも、同僚議員からも風力発電につきましては質問もされておりましたし、大変心配をされる声が寄せられておりました。やはり町としても知らん顔はしないといような、答弁だったんですけれども、その説明会地域で実施をされたときも、町の職員の方も誰もいなかったということで、どういふふうに町は考えておんのかと、まずそこから住民の方は疑問に思われますよね。

いろんな情報も提供されていくと思うんですけれども、その窓口になるのは企画課になってくると思うんですが、いろんなことに住民からの問い合わせについても十分丁寧にはですね、説明をしていかなくってはならないと思うんです。住民の方はどこへその疑問の声を持っていけばいいのかということで、この点、こういったことが不安だとか、心配であるとか、環境に良くていいのかもわからないけれども、本当に健康に被害及ばないのか、本当に普通の素朴な当たり前の疑問だと思うんですよね。そういった窓口と企画課はなっていくと思うんですけれども、十分な対応をとれる状況であるのかという点についても、お伺いをいたしたいと思っております。その点についても答弁を求めます。

議長（大西 慶治君） 町長。

町長（尾上 武義君） この点はですね、最初、副町長のほうにも話はあったわけなんですけど、風があるのかないのかという、いわゆる風況調査ということで説明会に入らせていただきますと、こういうことございまして、まだそこに立地を計画して、このような形で林道も付けて作業道を付けてといような、あるいはこ

のような発電がどれだけあって、税が落ちてとかいうような、そんなところまでは行くとは私どもも思っておりませんでした。

で、風況調査というようなことで、本当に風があるのかないのか、あったらまたやらせていただきたいよという、そういう程度のものかなというふうに理解はしておったんですが、実際にはそうではなかったようです。もう少し先へ進んだような内容であったようなんですが、そういうことを受けまして、私の地元でもそういうような声がございました。職員が来ていなかったやないかと、こういうようなことでもございまして、そういうようなさきほど申し上げましたようなことで、職員も行かなかったようなことなんです、実際にそれが話も本格化してくるとなると、それは当然職員も入って行って説明会と、あるいはまたこちらから、こういうことでまた説明に来いよというふうなことで、やっていかなあかんのかなと思います。

で、説明会もですね、実際にその立地を計画予定をしている箇所の字の説明だけであったというふうなことなんです、これは広く影響も及ぼすというふうなことになりますんで、例えばその滝谷や小滝とかいう、該当する神滝とか、該当する字があったにしましてもね、その地域一帯として領内地区というものがございまして、領内地区全体に声もかけていただくとかですね、荻原なら荻原地区全体とか、そういうような形で呼びかけて、広く皆さんに周知をしていただくという、そのことは大事なことなんかなと思っております。今後、そこら辺気をつけながら対応してまいりたいなと、こう思っておりますんで、その点よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（大西 慶治君） 堀江洋子議員の一般質問が終了しました。

議長（大西 慶治君） しばらく休憩します。

再開は1時50分とします。

（午後 1時38分）

議長（大西 慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)
